

尼崎市水道通水100周年ロゴマーク運用ガイドライン

このガイドラインは、尼崎市水道通水100周年ロゴマーク(以下「ロゴ」と言う。)について必要な事項を定めたものである。

1 使用目的

尼崎市の水道が平成30年10月1日に通水100年を迎えるにあたり、ロゴを様々な機会に使用して100周年を効果的にPRすることを目的とする。

2 使用にあたって

(1) コンセプト

水道のじゃ口と水滴をモチーフに「100」という文字をデザインした。「尼崎市水道 通水100周年」をわかりやすくアピールし、そのじゃ口には緑の葉を、水滴には笑顔の表情をつけることで、尼崎市の水に対する安全・安心を表現している。

(2) デザイン

ロゴは本体部分(イラスト部分)とロゴタイプ部分(「尼崎市水道 通水100周年」の文字部分)から構成されている。

A カラー版



カラー指定

[4色分解]	C100 (水滴20%)
[特色]	DIC 138
[4色分解]	C80 Y100
[特色]	DIC 93
[4色分解]	C100 M50
[特色]	DIC 2601

B 単色版

白黒



白黒反転



(3) 注意事項

- A 基本的にはカラー版を使用すること。
- B 単色版(白黒)はモノクロ印刷など単色で使用する場合のみ使用可能とする。黒色以外の単色で使用する場合は、濃度バランスを厳守すること。
- C 単色版(白黒反転)は印刷物等の地色が濃く、ロゴが目立たないと判断される場合のみ使用可能とする。
- D 最小幅は2cmとする。
- E 背景に写真や模様等の複雑な柄は使用しないこと。
- F 縦横比を変更しないこと。上下左右の反転、回転など変形もしないこと。
- G ロゴを構成する各パーツのバランスや配置の変更、部分的な割愛や新たな要素を付加するなどを行い使用しないこと。
- H ロゴタイプは原則使用すること。ただし周年事業終了後に継続してロゴを使用する際は、ロゴを省略して使用してよい。
- I ロゴタイプのフォントを変更しないこと。

3 使用範囲、権利関係、使用料

水道局以外が使用できる場合は次の場合のみとする。ロゴの権利は全て尼崎市水道局に帰属し、使用料は無償とする。

- (1) 尼崎市
- (2) 報道関係機関が報道目的で使用
- (3) その他、水道事業管理者が別に定めた場合

以 上

尼崎市市制100周年ロゴマークと併記して使用する場合

尼崎市市制100周年ロゴマーク(以下「市ロゴ」という。)と併記して使用する場合には、デザインの一体性を持たせるために、次の2種類の枠で囲んだうえで使用する。

1 尼崎市地図タイプ カラー版



単色版



2 無限ループタイプ カラー版



単色版



注意：市ロゴはサイズにより使用デザインが変更になる。詳細は「尼崎市市制100周年ロゴマーク等使用ガイドライン」参照

3 注意事項

- (1) どちらのデザインを選択するかは任意とする。
- (2) 単色版(白黒反転)はない。
- (3) 市ロゴの使用方法は「尼崎市市制100周年ロゴマーク等使用ガイドライン」を遵守すること。

以上